

行政常任委員会報告

令和元年 11 月 26 日

午前 10 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 消防本部

- (1) 夕張市消防団条例の一部改正について
- (2) 合同容器株式会社との「災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定」締結式について

2 教育委員会

- (1) 夕張市石炭博物館模擬坑道内の排水について
- (2) ユーパロ幼稚園園児送迎車両の交通事故について
- (3) 拠点複合施設移転に伴う清水沢地区公民館及び市民研修センターの各種受付窓口の終了について

3 地域振興課

- (1) 第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定について
- (2) その他

4 建設課

- (1) 住宅管理業務の指定管理者制度導入について

5 保健福祉課

- (1) 『夕張市保健福祉センター』の廃止について

6 市民課

- (1) 夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- (2) 支所設置条例の一部改正について
- (3) 夕張市拠点複合施設設置条例の制定について

7 総務課

- (1) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 夕張市特別職給与条例の一部改正について
- (4) 夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について
- (5) 退職手当支給条例の一部改正について
- (6) 夕張市職員給与条例の一部改正について

- (7) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

8 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
(2) 補正予算について

◎出席委員（ 7 名）

千	葉	勝	君
本	田	靖	人
君	島	孝	夫
大	山	修	二
熊	谷	桂	子
高	間	澄	子
今	川	和	哉

◎欠席委員（ 0 名）

【委員長挨拶】

(千葉委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 7 名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、消防本部、教育委員会、地域振興課、建設課、保健福祉課、市民課、総務課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【消防本部】

(千葉委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防本部次長)

おはようございます。

報告の前に、大変申しわけございませんが、資料に 2 カ所修正がございます。

1 カ所目は、資料 1 の夕張市消防団条例の一部改正についての 4 番目、施行日のところで、「公布の日から」となっておりますが、「12 月 14 日」に訂正願います。

もう 1 カ所は、資料 2 の「災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定」の締結についての 3、出席者のところで、夕張市消防本部、次長の次に「統括課長 千葉恭久」となっておりますが、ここは削除していただいて、「予防課保安係長」の次に「予防課保安係主査 信太淳」を追加願います。

大変申しわけありませんでした。

それでは、消防本部から 2 件報告いたします。

まず初めに、夕張市消防団条例の一部改正について報告いたします。

資料 1 をご覧ください。

改正の趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による地方公務員法の一部改正に伴い、団員の欠格事項を改めるほか、条文の整理をするため、夕張市消防団条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、重複していた条文の整理、団員の任免に係る条文の改正、団員の欠格条項に係る成年被後見人等条文の改正であります。

新旧対照表は、次ページのとおりでございます。

施行日、12 月 14 日から施行となります。

この件についての報告は以上です。

次に、合同容器株式会社との「災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定」の締結式について報告いたします。

資料 2 をご覧ください。

合同容器株式会社と夕張市は、地震・風水害・その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合における応急生活物資の供給について協定を締結いたしました。

日時は令和元年 11 月 25 日月曜日午前 11 時から、夕張市役所 4 階市長応接室において執り行われました。

出席者につきましては、合同容器株式会社からは、日野威代表取締役社長、和田康成札幌事業部部長代理、小久保健札幌事業部課長代理が出席されております。夕張市からは、厚谷市長、大友理事、消防本部からは、増井消防長

ほか3名が出席しております。

概要につきましては、本市において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難所の設営等に必要な物資（段ボール製簡易ベッド・段ボール製シート・段ボール製間仕切り）の供給を行い、避難所生活における質の向上を図ることを目的とした協定であります。

消防本部からの報告は以上でございます。

（千葉委員長）

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

（高間委員）

質問になるかどうかわかりませんが、災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定の件のところなのですが、前回の委員会のときにも、緊急時における輸送業務に関する協定の締結という報告もいただきました。それで今回のこの件ですが、こういう協定というのは、どのような経緯に至って協定に結びつくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

（消防本部次長）

ただいまの高間委員の質問にお答えいたします。

この段ボール会社、合同容器株式会社なのですが、この会社はかなり古くから夕張市農協さんと深い関係がございまして、夕張メロンの箱と長芋の箱を全て製造して、農協のほうでこれを使用しているという状況にありました。このような中で、合同容器株式会社さんのほうから農協のほうに夕張市と協定を結びたい旨のお話があったことを農協の職員から聞いております。

夕張市としましても、最近の災害発生時における避難所のあり方としても重要だと言われているのが簡易の間仕切り、あと段ボールベッドがあることによって避難所の環境がとてよくなるということを聞いていましたので、それが大変欲しいものでありました。

そういうときに農協の職員からそのような話を聞きましたので、早速合同容器さんのほうに消防本部からアプローチしたところ、快く受けていただきまして、とんとん拍子で進んだところでございます。

以上です。

（高間委員）

ありがとうございます。よくわかりました。陰にはいろんな方の協力があって締結に結びついてるんだなということ。

それと、例えば災害が起きたときに、こういうものが必要だなというときに、要請の手順というか、避難所からの要請の手順というのはありますか。

そこそこ皆さん避難所がありますよね。開設したときに、こういうものが欲しいなというときは、どういう手順で要請をすればいいのかなと。

(消防本部次長)

高間委員の質問にお答えいたします。

避難所の運営ですけれども、これは市の保健福祉が担当になるのですけれども、こちらのほうから災害対策本部のほうに要請があった場合に、災害対策本部のほうで必要なものを準備するということになるかと思います。

以上です。

(高間委員)

何か細かく聞いて済みません。

市の保健係ですか、例えば消防を通さなくても、避難所の運営委員の方がそこへ問い合わせればよいということになりますかね。

(消防本部次長)

はい。

(高間委員)

はい、わかりました。細かいことはまた後でお願いします。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

私も資料2のところでお聞きしたいのですけれども、この協定の締結の物資の供給なのですけれども、数量的な問題でこの程度というふうに数が限られているのか、それともその都度必要な分、十分な量を供給していただけるのか、その辺はどうなのでしょう。

(消防本部次長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

夕張市から必要数を合同容器さんのほうに要請すると、必要数そろえていただけます。合同容器さんのほうで常に200はあるそうです。あと合同容器さんのほうでは、1日に1,000個のベッドをつくる会社として能力があるそうで、夕張から例えば1,000個要望した場合には、翌日には1,000個届くということです。

以上です。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

(千葉委員長)

次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

教育委員会からは3項目のご報告をいたします。この後、寺江教育課長がご説明を申し上げます。

(教育課長)

ご苦労さまです。

教育委員会からは3点についてご報告申し上げます。

まず1点目ですが、夕張市石炭博物館模擬坑道内の排水についてでございます。

模擬坑道内の排水の件につきましては、前回の行政常任委員会、10月の25日に開催をいたしました委員会の中で、水質検査の結果等々を踏まえた今後検討すべき手法等についてご報告をしたところでございます。

その後、内部において、工期の問題、あるいは財政負担の問題、こういった総括的な視点から、工法を絞るべく内部の検討を行った結果、別紙1に示すと通りの工法で、このたび坑道内に溜まっている水の排水を行うということで決定をしたところでございます。

技術的な部分については、ご質問の中で土木水道課長のほうからもお答えさせていただきたいというふうに思いますが、私のほうから簡単に別紙1の説明をまずさせていただきます。

前回の行政常任委員会でもご報告申し上げましたとおり、溜まっている水の排出については、手作業で排水ポンプを使いながら水を抜いていくという形でございます。

まず最初の段階は、ポンプで水を引き揚げ、公共下水道のほうに排水をする。ただ、処理能力が限られているということでございまして、湧水状況を見込みながら、坑道内の汚水の希釈を期待しつつそういう手法をとっていく都度水質検査を行い、排水基準を満たした場合、慎重に慎重を重ねる意味で、旧水上レストランの池のほうにポンプで水を一気に引き揚げる。その中で、また旧水上レストランの池にもかなりの容水量がございますので、この池の中でも汚水の希釈が相当期待できるだろうという判断のもと、それもまた都度水質検査を行い、排水基準が絶対大丈夫だという数値を示した段階で一気に志幌加別川へ排水を行うという手法をとるものでございます。

なお、坑道内の損傷状況がわからない今、水を抜いていく作業、あるいは

今後の調査において坑道が崩落する危険性も十分に予期しながら、6 番目の仮設防護（ライナープレート）を設置しながらこの作業を進めていくということでございます。

先ほど来説明申し上げているとおり、水質検査は計 17 回を予定しているものでございます。

1 番目の説明は以上ですが、この費用等々について、財政再生計画の変更を伴うということでございますし、当然、補正予算を組まなければならないという手続がございますので、それが全て完了次第、年明け早々工事に着手をしていくというスケジュールでございます。

1 点目は以上でございます。

2 点目、別紙 2 をご覧ください。

本年 11 月 6 日に発生いたしましたユーパロ幼稚園園児送迎車両の交通事故についてでございます。

発生日時は、おおむね午前 9 時 10 分ごろと推定されます。

事故発生場所は、旧 J R 南清水沢駅付近の交差点、地番でいけば夕張市南清水沢 3 丁目地区ということで記載してございます。

事故原因は、現在警察において捜査中でございます。ただし、目撃者がいなかったこと、双方の車両にドライブレコーダーが搭載されていなかったことが、この間捜査を難しくしている原因ではなかろうかというふうに思います。

4 番目の事故後の対応ですが、消防救急隊によるけが人、園児の送迎車の運転手でございますが、救助及びドクターヘリによる救急搬送を行ってございます。

また、教育委員会としましては、早急に幼稚園と協議をし、事故翌日の 11 月 7 日木曜日及び翌々日の 12 日金曜日を臨時休園と決定したものでございます。

なお、11 月 7 日木曜日午後 7 時 30 分より幼稚園内において三役会議が開催されております。私、寺江と板垣が出席をし、経過等を説明しているところでございます。

なお、週明けの 11 日月曜日から 13 日水曜日は、園の再開を一日も早くという保護者の声も踏まえまして、自主登園が可能な園児については幼稚園で受け入れを行ったものでございます。

なお、13 日水曜日午後 7 時 30 分から幼稚園内において保護者に対する説明会を開催し、教育長を初めとし事務方が出席をし、経過報告、それと今後の対応について説明を行ったところでございます。この保護者説明会には保護者 13 名が出席され、様々なご意見を頂戴したところでございます。

この説明会を踏まえまして、翌日 14 日木曜日から園児送迎バス運行を開始したものでございまして、今回の交通事故の教訓を踏まえ、剛性の強い中型バスの運行と改めたものでございまして、2 台を翌日 14 日から通常どおり運行をしているものでございます。

最後に今後の措置でございます。本年度につきましては、送迎バスの運行業務を委託するために、財政再生計画の 12 月変更を経て、総務大臣同意後補正予算案を 12 月議会に上程する予定でございます。

なお、現在、来年度の当初予算の編成作業中でございますけれども、来年度にあつては、本年度と同様に運行業務の委託化を図るのか、あるいは車両購入による運行業務委託とするのかは、現在のバスの運行状況等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

申しわけございません。訂正がございます。

事故後の対応の「（教育委員会）幼稚園と協議し、翌日の 11 月 7 日及び翌々日 12 日」となっていますが、8 日金曜日の間違いですので、申しわけございません、ご訂正をお願いしたいと思います。

2 点目のユーパロ幼稚園園児送迎車両の交通事故については以上でございます。

次、3 点目、拠点複合施設移転に伴う清水沢地区公民館及び市民研修センターの各種受付窓口の終了についてでございます。

公民館は、記載のとおり、社会教育法第 20 条の規定により設置しているものでございます。

なお、設置の義務はございません。

この社会教育法第 20 条を踏まえまして、夕張市においては、夕張市公民館条例ということで、本市に公民館を設置するとうたい、名称を夕張市清水沢地区公民館、位置は清水沢宮前町 1 番地に設置をしているものでございます。

このたび、拠点複合施設が明年 3 月 1 日に供用開始となる予定でございますが、行政機関である南支所、教育委員会事務局、あるいは図書コーナーをりすた図書館ということで移設をする予定でございますし、幼児の遊戯コーナーですとか、様々な幅の市民にご利用いただけるように機能を備えるべく現在準備中でございます。

したがって、この拠点複合施設には、従来の公民館機能、あるいは市民課の所管とはなりますが、市民研修センターの機能もあわせ持つという施設になるわけでございます、そのことを踏まえまして、今回この拠点複合施設については、地区公民館という位置づけは行わないということで考えているところでございます。

なお、貸館業務の期限でございますが、公民館、研修センターともに受付は明年2月21日金曜日まで、利用にあつては2月28日金曜日まで、ただし、ピアノの利用は、拠点複合施設にピアノを移設する関係もございますので、2月13日木曜日までとするものでございます。

ちょっと順序が逆になりましたが、別紙3の報告を終わります。

(千葉委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいりますけれども、まず最初に、報告1、夕張市石炭博物館模擬坑道の排水についてのみの質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑のある方。

(熊谷委員)

先ほどライナープレート、崩落予防の工事をするんだというお話でしたので、そのところをもう少し詳しく説明していただければと思います。

(教育課長)

技術的なお話になろうかと思いますが、冒頭申し上げたとおり、土木水道課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

(土木水道課長)

今のご質問にありましたライナープレートの設置等につきましては、現在、模擬坑道には矢木という丸太を組んだ防護があります。それについては、火災によりかなり炭化して燃えて落ちている部分もあります。今後、人が入って作業すると。いろいろ落石、細かい石だとか、矢木がもう緩んでいる部分もありますので、木材の落下だとか、人力でポンプをおろしていきますので人が入るということで、安全対策上、その防護を、ライナープレートを設置して人が入っていくということで考えております。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

まず排水ですけれども、作業は外部の方に依頼することになるのでしょうか。

(土木水道課長)

作業的な部分では、ポンプを人力でおろしていくと。外部的には、市内業者でもできるという部分については、市内業者でやっていただきたいという

ことでは、協議はこれから、補正予算を進めさせていただきます。余り難しい技術的な部分はないので、そういうような形で考えております。

(高間委員)

市内の業者ということで、選定というの何か方法、入札だとかなんとかそういうことは考えていらっしゃるでしょうか。

(土木水道課長)

今後、予算が確定次第、人力も伴いますので、人を抱えているとか、除雪の伴う、いろいろそういう部分も含めて、能力のある業者を選定して、入札という形で考えております。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

はい、ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(小林議長)

私のほうからは、前回10月の25日に、ある程度今後の考え方ということで説明があったかと思います。それを踏まえての今回、水質、それから最終的には志幌加別川、そういう部分であるべきで、そのときに、それぞれ関係団体、ひいては下流域の部分を含めて、それぞれ理解をいただかなければならない。また、そういう部分で、こういうことで行われるという部分がある程度あったかと思いますが、それで当然市のほうから出向いたと思うのですけれども、その中で、各団体、それから下流域のほうからのご意見等があればお伝えいただきたいなど。

私は今の説明で大変安心できるような部分が、これから水質検査を含めて行われるという部分を聞いて理解をしているのですけれども、そういう部分の話が出なかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

(理事)

下流域の関係団体への説明についてですが、空知総合振興局と開発局の江別河川事務所につきましては、市長も同行しまして説明に上がって、技術的な面、あるいは作業スケジュール的な面につきましても、ご理解いただいたところでございます。

関係市町村あるいは土地改良区のほうには、空知管内の土地改良区につきましては、空知総合振興局のご協力をいただいてご説明に上がりまして、胆振と石狩の土地改良区につきましては私のほうから説明、あるいは下流域の市町村、水道企業団についても私のほうから説明しましたが、安心な水しか

流しませんということをご説明申し上げましたところ、ご理解いただいたところでございます。

また、何か状況について変化があれば連絡が欲しいということをおっしゃってきております。

以上です。

(小林議長)

わかりました。

(千葉委員長)

それでは、教育委員会の報告の2と3について質疑を受けてまいります。

質疑のある方。

(本田委員)

別紙2、ユーパロ幼稚園園児送迎車両の交通事故についてのところで、11月14日より、園児送迎のために栗山交通株式会社さんの中型バス2台という対応をとられているということなのですが、市内交通事業者に依頼せず栗山交通さんをお願いをすることになった経緯について、お知らせいただければと思います。

(教育課長)

地方自治法施行令第167条の2第2項には、指名競争入札によることがふさわしくないという条項がございます。本市といたしましては、今回の事故を踏まえて、先ほど申し上げました園児の安心・安全を第一にまず優先的に考えていくことと、一日も早く園の再開を望む声、この両立を図った場合に、早急に安全な車両を確保するということがまず大前提だろうということで作業を進めたわけでございます。

ご指摘のとおり、随意契約といった場合は、2者以上から見積もりをとって価格等の比較を行い決定するものでございますので、当然市内の交通業者からも見積もりをとった上で、どういう状況なのかお話も伺ってございます。運転手の確保、車両の確保が困難な中、見積額の状況もございましたことから、今回栗山交通のほうに決定をして運行しているという状況でございます。

以上です。

(本田委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

別紙3について伺います。

公民館条例が廃止される、これが次のりすたのほうには適用されないとい

うことで、ちょっと確認したかったのですけれども、公民館条例を読みますと、社会教育の概念ですとか、市民の学びを支援するとか、そういった中身が含まれていると思います。そういう考え方をりすたのほうには引き継がれるのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

(教育課長)

私の説明が漏れていたのかなというふうに思いますが、新しい拠点複合施設りすたのほうには、これまで同様、公民館としての名称は残しませんけれども、機能そのものはしっかりと受け継いで移設していくということでございますので、施設の利用に当たってのこれまでの変更点というのは、委員会としては、従来どおりの利用に加えて幅広い市民の利用を可能にするために、ソフト事業のあり方も含めて検討を行っていくという立場でございますので、ご理解を頂戴したいというふうに思います。

以上です。

(熊谷委員)

その点についてはわかりました。

それで、拠点複合施設の供用開始日が3月1日になっているのですけれども、その3月1日以降の予約、いつからできるのかというのが市民の皆さん疑問に思っているらしいようですので、ぜひ、いつから予約できますということを教えていただきたいのですが。

(教育課長)

この拠点複合施設の施設そのものの維持管理も含めた所管は市民課ということになってございまして、今後、使用料に関する条例の制定等々、供用開始に向けて整備していかなければならない条例、あるいは準備、そういうものがございます。そういうものが決定を受けた後に、貸館業務を今後どのように進めるのか、市民の方々の利便性をどういうふうに確保していくのかも含めて検討していく予定でございます。

以上です。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

別紙2のほうの送迎車両の交通事故ということについて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、私、事故の検証をしているわけではないのですけれ

ども、南清水沢駅がありますよね。私もあそこはよく走りますけれども、以前は踏切があって、踏切で一旦停止をして、それから前に出ますよね。今は踏切がないものだから真っすぐ行きます。そこまで一遍に行くものだから、一回停止するよりはスピードが増していると思う。あそこは駅があることでとても見通しが悪いのですよね。

それで、市にどうのというわけではないのですけれども、J Rのほうに、解体も含めて今後の取り扱いをどういうふうに考えていらっしゃるのか聞いていただくというか、そういう検討はありませんか。

(教育課長)

今の高間委員のご質問ですけれども、ちょっと教育委員会としてはお答えしようがないのかなというふうに思います。

(高間委員)

思いますけれども、これは私もこれから聞いていこうと思いますけれども。

教育委員会にあれしても答えるあれは。

(高間委員)

いや、答えていただかなくていいのですけれども、どこが担当になるかぐらいはわかりますよね。それもわかりませんか。

(教育課長)

どうして事故が起こったのかというところにつながるご質問なのだろうというふうには思いますけれども、冒頭申し上げたとおり、目撃者がいない、ドライブレコーダーも搭載されていない中で、警察が今現在事故原因も含めて捜査中だというふうに伺っております。我々も、警察から一切の情報を得ているわけではございませんので、その部分の見通しが悪いのか悪くないのかを含めて、警察による捜査結果を待って、それを踏まえた後の検討になってくるのではないかなというふうに思いますので、ご理解を頂戴できればというふうに思います。

以上です。

(高間委員)

丁寧なご説明ありがとうございます。

以上です。

(千葉委員長)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【地域振興課】

(千葉委員長)

次に、地域振興課より報告を受けてまいります。

(地域振興課長)

地域振興課でございます。地域振興課からは、お配りの資料1の第2期夕張市「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定についてというものと、2番のほうのその他ということで、2件ご説明させていただこうと思っております。

(2) その他なのですけれども、前回の10月の常任委員会で地域おこし協力隊の退職に係るご質問が途中になっていたということでお伺いしておりますので、そちらを先に、順番が(2)のほうが先になってしまうのですけれども、そちらのほうを先にご説明させていただければと思っております。

前回の常任委員会、私は公務で常任委員会に出席することができないで大変申しわけございませんでした。前回の常任委員会で、本田委員より、地域おこしの関係で、農地を活用して何かをする場合、一般的には農協さんでありますとか農業委員会等関係団体に相談するといったことをしているはずだと思っただけけれども、その辺の経緯について担当課は承知していたのかということと、管理等をしていなかったのかというふうな趣旨のご質問があったというふうに伺っておりまして、これに対する答えができていなかったということがございますので、お答えさせていただきます。

事実関係からいたしますと、農地の活用についての具体的なことというのは、当時の担当課は聞いてはおりませんでした。ただ、一方で、当然、関係人口の関係で、フェイスブック等による情報発信でありますというのは流しておりましたので、会員の方も、管理という言い方がどうかあれですけれども、業務の遂行という点では管理等は行っていたというところでございます。

ただ、恐らく本田委員のご指摘というのは、そういった業務の点だけではなくて、業務とは直接関係ないのですけれども、隊員の思いでありますとか、そういうのも含めてうまくコーディネートするのが担当課としても大事なんじゃないかというふうなご趣旨のご質問だと思いますので、そうした点につきましては、我々ももう少しコミュニケーションを図れた部分もあったんじゃないかというところもありますので、そういった点を十分反省しながら、今後の地域おこし協力隊のほかの隊員もいますので、そういうところに生かしていければというふうに思っております。

以上でございます。

(千葉委員長)

本田委員、何かございますか。

(本田委員)

今の説明で十分わかりました。

(千葉委員長)

それでは、続けてお願いします。

(地域振興課長)

ありがとうございます。

続きまして、1 番のほうの第 2 期夕張市「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定について、ご説明させていただきます。

資料 1 をご覧いただければと思います。

まず、策定の趣旨について説明させていただきます。

国のほうにつきましては、平成 26 年 11 月に、「まち・ひと・しごと創生法」という法律が制定されておりまして、それに基づいて国のほうでは総合戦略というものを策定しております。

また、同法におきましては、各市町村につきましても、国の総合戦略等を勘案しながら、地域の実情に応じた基本的なまち・ひと・しごと創生に係る計画というものを策定するように努めてくださいというふうに規定されておりまして、本市におきましても、この法律に則りまして、平成 28 年 3 月に「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」を策定しておりまして、約 5 カ年度にわたる戦略等について計画を定めているところでございます。

今年度は、国も夕張市もこの総合戦略の最終年度に当たりますことから、国のほうでは、本年 6 月 21 日に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」におきまして、国のほうではこれまでの期間の総仕上げとあわせて第 2 期の総合戦略の策定を進めるというふうにされております。あわせて、各市町村に対しましても、現行の各市町の地方版総合戦略というのを検証しながら、次期地方版総合戦略の策定もしていただきたいというふうに書かれているところでございます。

こうした国の動向も踏まえ、また、地方創生の充実や強化に向けて切れ目のない取り組みというのを本市においても続けていくため、第 2 期総合戦略を夕張市においても策定するというものでございます。

2 番、第 2 期に向けた国の動向というふうにございます。こちらは、先ほど申し上げましたまち・ひと・しごと創生基本方針 2019 におきまして国の基本的な考え方が示されているところではあるのですが、それについて簡単に申し上げます。

国の基本方針におきましては、参考というふうに 4 つの基本目標と書いてありますけれども、こちらは第 1 期の目標でございまして、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、地方へ新しいひとの流れをつくる、若

い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標があるのですけれども、これを一層充実強化するというふうにされております。

そこに関連しまして、新たな6つの視点ということで、地方へのひと・資金の流れを強化する、新しい時代の流れを力にする、人材を育て活かす、民間と協働する、誰もが活躍できる地域社会をつくる、地域経営の視点で取り組むという6つの視点が今回追加されているところでございます。

夕張市におきましても、第1期の総合戦略の流れを踏まえながら、事業についても削るものは削る、継続するものは継続するという基本的なスタンスに立ちつつ、国のほうで新たに示されました6つの視点というものも追加して戦略を考えていこうと思っているところでございます。

3番の策定体制についてなのですが、先ほどの基本方針の中で、策定に当たっては、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、おのの地域の特性に応じた検討プロセスを経ることというふうに基本方針でもされておりますので、第1期の夕張市地方版総合戦略の策定時もそうだったのですけれども、市長が委嘱した民間委員等による策定委員会の設置を考えているところでございます。こちらにつきましては、今、人選等も含めて調整中でございます。

4番、策定スケジュールでございますけれども、令和元年11月から12月に第1期の総合戦略の検証及び第1回の策定委員会の開催を予定しているところでございます。また、12月から3月までの間に月1回か2回のペースで策定委員会を開催することを予定しております。3月までにはパブリックコメントの実施を経た上で人口ビジョン・総合戦略の策定を行い、議会に報告させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、ただいまの報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

資料1中段にございます閣議決定、本年6月21日に基本方針を固めた。その後、各市町村においても、現行のものを検証して新たな次期のものを策定していくことを促しているというふうにありましたが、具体的に本市に国のほうから策定を促されたのはいつごろの話でしょうか。

(地域振興課長)

今の本田議員のご質問にお答えいたします。

直接国から促されたというものではないのですけれども、国のほうで基本方針を策定したという連絡を受けたのは6月ごろ、まさにこの21日以降というところでございます。

(本田委員)

特に具体的な指示がおりてきたわけではないけれども、この閣議決定を受けて、本市においても取り組んでいかなきゃいけないということはわかっていたということかと思うのですが、これが6月であり、今回ご報告をいただいているスケジュールでいくと、今月以降、検証委員会を開催し、策定委員会を編成し、開催していくということになるのかなと思います。

かなりこの間時間があつたなという点と、1期目、前期の地方版総合戦略を策定したときの経緯を見返してみますと、第1回目の委員会が9月1日に開かれています。なので、前回と比較をしましても3カ月ほどスタートが遅れているというふうに思えるのですが、この辺の経緯についてご説明をお願いします。

(地域振興課長)

今の本田委員のご質問にお答えいたします。

本田委員がおっしゃるとおり、6月に基本方針が示されてから時間がたっているというのは事実でございまして、この間、当然国のほうから恐らく都道府県のほうに説明があつて、都道府県のほうから市町村に説明があるのですけれども、そうした中で説明会等もいろいろございまして、そうしたものをいろいろ踏まえながらこちらも検討したいなというのがございましたので、時間がちょっとかかっているというのもございます。

あと前回のスケジュール、9月に1回目を開いてはいるのですが、結局、2回目、3回目の委員会を開いているのを私も過去の経緯を調べてみたのですけれども、年が明けてからというふうになっておりまして、スケジュール的には、スタートはちょっと遅れてはいるのですが、トータルで考えると、前回とそこまでまだ大きく開きはないかなというふうに担当課としては認識しております。

あと、我々も当然近隣自治体の進捗状況というのは気にはなっておりますので、聞き取り等を行っております。そうしたところ、ほかの近隣の市町さんなんかも、まだ策定委員会等開けていないという状況でございまして、そこは当然、ほかの自治体が開けていないからうちも開けていなくていいというわけではなく、その辺の状況を踏まえながら我々も動いているところでございますので、時間を見ながら3月前に策定できるようにしていきたいなと思っているところでございます。

(本田委員)

説明会等を聞いて方向性を見ながらというところもあったということかと思います。前回も、1 回目は 9 月だったけれども、2 回目以降は年明けに具体的に進んでいったんだよという今ご答弁がありましたけれども、その点についても比較すると大きく違うのは、9 月 1 日の段階で、前期の分に関しては策定委員会が組織できていた。ただ、今回については、今月以降策定委員会を開催するというふうになっていますが、現時点で我々議会のほうには、特に策定委員会の構成ですとか、第 1 回目の日程も具体的にまだ示されているわけではないわけでありますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

(地域振興課長)

ただいまの本田委員のご質問にお答えいたします。

策定委員についてなのですが、担当課として案はできておりまして、今、市長と最終的な協議をしている段階ということでございます。当然、その後に委嘱をしますので、ご本人が受けていただけるかどうかというのもございます。そこら辺の詳細が固まってから議会のほうにはご説明させていただこうかなと思っていたところでございます。12 月中に第 1 回目を開きたいと我々も考えておりますので、近日中にご報告できるかと思います。

あと、第 1 期の総合戦略のときと大きく違うのは、第 1 期のときは全くゼロベースからの策定であったのですが、今回、国のほうなんかも言っているとおり、第 2 期につきましては、第 1 期の取り組みなんかを継続しつつ、基本的にはそれを踏襲しつつ新たな視点を盛り込んでいくというスタンスでございます。そういう観点から我々も、第 1 期ほどは策定委員の人数もそこまで、第 1 期ですと大体 30 人か 31 人ぐらい策定委員の方がいらっしゃったのですが、そこまで我々も今回は必要ないかなというふうに思っておりますし、時間もそこまで前回ほどはかからないんじゃないかというふうに思っております。ただ、当然、前回の検証というのは必要だと思いますので、削るものは削る、継続するものは継続するという判断をしながら作業を進めていきたいというふうに思っております。

(本田委員)

ただいまのご説明の中で、前回ほどの人数は必要がないんじゃないかということでしたが、前回の策定委員の中には、議会からも数名構成委員として参加をさせていただいていたところですが、今回の策定委員においては、議会からの策定委員の参加は検討していないということよろしいでしょうか。

(地域振興課長)

策定委員の具体的な検討につきましては、まだ検討中でございます。なかなかこの場で申し上げられないこともございます。前回どういう方が入られたかというのは我々も見ております。そういうものを踏まえながら、今回どうするかというのを今、市長と協議していますので、決定次第そこはまたご連絡させていただければと思います。

(本田委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

策定委員のお話ですけれども、2 ページのところに新たな視点ということが示されています。その中の(2)新しい時代の流れを力にするというところで、2 つ目のポチのところに、SDGs を原動力とした地方創生ということがあって、このSDGs (持続可能な開発目標) の2030 年までの到達目標の17 項目のうちの5 番目に、ジェンダー平等を実現しようということが含まれています。

その前のMDGs の中にも3 番目に入っていたのですが、今、一番日本で問題になっているのが、政治、経済ともに重要な意思決定への女性の参加率の低さというのが大きな問題だというふうに言われているところですよ。そういう中で、この策定委員会の中に女性の割合はどの程度というふうに考えていらっしゃるのか、お聞きします。

(地域振興課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えいたします。

明確に女性を何人とか何%というのは我々は今のところでは考えていないといえますか、各業界といえますか、先ほどの産官学金労言士というふうに国の基本方針には書いておりますけれども、各業界、各業種の方々から適した方といえますか、市長がこの方をという基本的なスタンスに則って決めようと思っておりますので、その方が男性なのか女性なのかというのはその後の結果論になってしまうところがあるかもしれないのですが、当然、今、熊谷委員がおっしゃったような視点というのは大事だと思いますので、そこら辺も踏まえた上で最終的に市長と決定したいと思っております。

以上です。

(熊谷委員)

1 ページの資料の一番下の四角の枠の中の4 つの基本目標の中にも、時代に合った地域ですとか、子育ての希望をかなえるという、そういう文言があ

ります。そこには本当に女性の視点というのは大切ですし、今まで欠けてきた部分だというふうに思うのですよね。ぜひとも一定数女性の方たちを入れていただきたいとお願いいたします。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(千葉委員長)

次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

おはようございます。建設課です。

建設課から1点、住宅管理業務の指定管理者制度導入について、担当主幹からご説明申し上げます。

(建設課主幹)

それでは、資料に基づいて住宅管理業務の指定管理者制度導入について説明をさせていただきます。

まず制度の目的ですが、市職員の確保が難しくなっている現状で、指定管理者制度により市営住宅管理業務を委託することで、市民の利便性の向上や業務の効率化を目指し、持続可能な行政サービスの提供を目的としております。

次に、委託する業務の中身についてなのですが、委託する住宅は、種類でいけば市営住宅（公営、改良、賃貸及びその付帯施設）になっております。

主な業務としては、入退去等事務、管理業務、修繕業務。細かな内容については記載しているとおりとなっております。

次に、委託期間ですが、令和2年の4月1日から令和5年の3月31日の3年間を予定しております。

次に、今後のスケジュールなのですが、今議会に指定管理者制度導入に向けた債務負担予算案、市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の改正を提案しようとしております。

ちなみに、債務負担の予算案なのですが、3カ年分載せております。令和2年度については9,698万3,000円、以下3年度が9,614万5,000円、令和4年度については9,541万2,000円となっております。

次に、今回債務負担行為の補正及び市営住宅条例の一部改正案なのですけ

れども、議会の初日のほうに提案させていただきます。これは、指定管理者の公募議決後に、プロポーザル方式により行うため、1 カ月以上の募集期間が必要となっておりますことと、2 月上旬までに指定管理者を決定し、事務所の準備や引き継ぎなどの準備行為に1 カ月半ほど必要なためでありまして、一日も早い議決をいただきたいためであります。

なお、行政常任委員会において財政課から報告の中、補正予算についての資料で債務負担行為の補正が他の債務負担行為補正と一緒にあっておられると思うのですが、市営住宅管理業務の債務負担行為補正につきましては、先ほど説明した理由から単独で初日に提案したいと思っておりますことから、財政課からの報告時に訂正させていただきますので、ご了承ください。

その議決をもって指定管理者の募集を開始し、2 月上旬に候補者を決定し、その後、指定の議決をもって、契約の締結から令和2年4月1日より業務を開始したいと考えております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(大山委員)

委託する業務についてということで、道営住宅は除くとありますけれども、この経過をお願いします。

(建設課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

道営住宅につきましては、今現在市が指定管理を道から受けているという形になっております。これは平成30年度から令和3年度までの4年間、市が指定管理を道から受けているという形ですので、これは途中で変更ができませんので、令和3年度までは市が指定管理を受けるということで、修繕その他については管理は市が行うということになっております。

(大山委員)

ということは、平成30年度以降は、継続していると指定管理者にやってもらうんだという考えでよろしいのでしょうか。

(建設課長)

この部分につきましては、令和3年度までに、北海道が民間に指定管理をするのか、市にそのまま継続するのかというところの検討をしておりますので、それを見てやっていきたいというふうに考えております。

(大山委員)

はい、わかりました。

それで、それまでは、①から③まであります入退去、管理、修繕、市営住

宅と道営住宅と指定管理者がやる部分、市がやる部分、二本立てでやっていくということだと思うのですけれども、この中の管理業務の使用料の収納業務というのがあるのですけれども、ここの部分については、ここに収納業務という項目はあるのですけれども、これは指定管理者がその業務をやるのか、やらないのか。やるということですか、これは。

(建設課長)

使用料の収納につきましては、一つは今現在と変わらないというところです。今回指定管理をすることによって指定管理者も収納ができるという形になります。使用料につきましては、今現在と同じく市のほうに使用料が入ってくるという形になりますので、受け口が増えたというふうに考えていただければよろしいかと思います。

(大山委員)

ということは、今話題になっていきますお金が入ったか入らないか、お金をもらっても指定管理者の会計は通らない、もらったら市に納めるということではよろしいのでしょうか。

(建設課長)

そのとおりです。

(大山委員)

それと③の修繕業務なのですけれども、入居は指定管理者が扱わない、市が直接やるんだと、これはどういった経過でこういうことになったのでしょうか。

(建設課長)

入居修繕については、補助金が入っているという絡みもありまして、補助金が入っているものについては市が行うということで今回整理したものです。

(大山委員)

はい、わかりました。

それと、これは 12 月議会の初日に提案されるということなのですけれども、募集の公募の具体的な日程というのは、これが通るという前提で、案みtainな日程は押さえているのでしょうか。

(建設課長)

今のところ、案としましては、初日の 3 日に議決をいただきまして、5 日に公募をする予定と考えております。その後、1 月 17 日を締め切りということで検討していきまして、その後、1 月中にプレゼンを行い、市のほうで業者を選定したいというふうに考えております。

そのうち、先ほど主幹から説明もありましたけれども、2 月上旬に臨時会議で指定管理者の指定を議会から得たいということで、今、案として考えて

おります。

(大山委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

民間に委託するということで、一般的に懸念されるのが、公平さと、それからサービスの低下があるというふうに思います。

一つ確認しておきたいのは、足腰に支障のある方たち、診断書があれば、エレベーターつきですとか、1階に入れるとか、そういったことがきちんと引き継がれるのか。

もう1点は、施設巡回業務のところ、他市町の例では、民間委託になってから巡回が非常に減って、なかなかコンタクトがとりにくくなったと、そういう例もあるものですから、その辺どのようにお考えか、伺います。

(建設課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

公平性につきましては、この辺の入居や転居等の判断、決定につきましては、市に残るという形になりますので、その部分は今までと変わらないという形になります。

巡回業務につきましては、こちらのほうに項目として載せていますので、そこら辺、プレゼンも聞きますし、市としても全て業務をこちらに委託するだけではなく、市も協力していきたいというふうに考えております。

(熊谷委員)

ぜひ市民サービスの低下にならないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

(今川委員)

修繕業務も委託内容に含まれるということですがけれども、こちらは例えば価格だけを募集のときの選定基準にしてしまうと、大手事業者が自分の業者を使ったり、市外の安い事業者に流れてしまう。そういった場合、市内の雇用が奪われてしまうという懸念があるところなのですがけれども、そういった選定基準も考慮しなければならないというふうに考えますがけれども、その部分、募集に関して検討はなされているのでしょうか。

(建設課長)

今川委員のご質問にお答えいたします。

今回の募集の中身で、まず第1としては団体ということが1点、それともう1点が、その団体は市内に事務所を持っているということが2点目の公募

の条件となっております。

市としまして、業者等の育成だとか保護だとかということから考えると、市内にある業者の中にお金を回せるような形をとっていきたいというふうに考えております。

(今川委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。「夕張市保健福祉センター」の廃止について報告をしたいと思います。

初めに、経過ですが、市の健康診査事業や保健指導等を行うために平成13年に設置されたものです。その後、平成18年に常駐の職員を配置した図書コーナーというものを開設して、そして委員ご承知のとおり、図書コーナーが拠点複合施設に移転することになり、その準備作業のため閉鎖される予定になっています。

次に、保健福祉センターの廃止の理由ですが、これまで保健福祉センターは、市の健康診査事業や保健指導等を実施していましたが、供用開始後は拠点複合施設で実施することになっています。廃止の予定は令和2年3月末として、年明けから物品の搬出をしたいと考えています。

なお、利用者は市民健康サークル数グループなのですが、利用者は限定的なのですが、その活動に支障が生じないように、個別に丁寧な対応を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今のサークルの方たちの個別に丁寧な対応というのは、具体的にはどういったことを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えいたします。

今後、活動の拠点が、拠点複合施設の活動を希望する団体もありますし、その他老人福祉会館等を利用する団体もありますので、そこはきちっと説明をしていきたいと思っています。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

ご苦労さまです。市民課より、条例の一部改正 2 件及び新規条例の制定 1 件についてご説明申し上げます。

まず、夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。本年 4 月に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となっております。あわせて、印鑑登録事務処理要領の一部が改正されたことから、印鑑登録においても旧氏の記載が可能となったことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日については、公布の日としております。

なお、資料の 5 ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、支所設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和 2 年 3 月 1 日から、南清水沢に夕張市拠点複合施設の供用を開始する予定でありますことから、南支所を移転させるため所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和 2 年 3 月 1 日でございます。

これについても、資料 7 ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願えればと思います。

続きまして、夕張市拠点複合施設設置条例の制定についてご説明申し上げます。

令和 2 年 3 月 1 日より夕張市拠点複合施設の供用を開始する予定でありますことから、地方自治法に基づき、その設置及び管理に関し基本的事項を規定するものでございます。

条例制定の基本方針でございますが、まず、新設の施設であること、さらには、複合的な機能を有することから利用の想定が多岐にわたるため、詳細な規定とはせず、事業をフレキシブルに柔軟に運用できるよう、条例では最小限のルール設定を行うものでございます。

一方で、市民の共有財産として公の施設であることから、使用については緩い基準を設けるのではなく、適正な施設管理の観点からルールを設定するものですが、あわせて各種事業を実施することで利用の促進を図るものでございます。

特に基本使用料につきましては、利用者が負担する経費の範囲を明確にし、施設の目的、性質から、公費との負担割合を明確にした上で規定するもので、別途後ほどご説明申し上げます。

では、条例の規定についてご説明申し上げます。

まず、1) 設置の目的でございますが、基本計画でうたわれているとおり、市民の多様な活動拠点として、さらには公共交通の結節点として、地域のにぎわいを創出し、安心して生活できる地域社会の構築に寄与するものでございます。

2) 施設の名称につきましては、夕張市拠点複合施設「りすた」とし、その位置は、夕張市南清水沢 4 丁目 48 番地 12 となるものでございます。

3) 施設で行う事業でございますが、南支所の行政窓口を除き、公の施設において市長が行うものとして、市民の交流の場の提供、教育活動・文化活動の場の提供、親子の交流及び集いの場の提供、図書その他の資料の閲覧及び貸出に関すること、公共交通機関を利用する旅客の待合場の提供、その他施設の目的を達成するために必要な事業、これらの 6 種の事業を実施し、にぎわいと安全安心な地域社会の構築を目指すものでございます。

4) 施設の開館時間等につきましては、条例では規定せず、規則に委任するとしておりますが、公共交通機関の利用時間に合わせ、午前 6 時半に開館し、午後 9 時に閉館するものでございます。貸館等の使用につきましては、基本的に午前 9 時から午後 9 時までとするものでございます。ただし、図書その他資料の閲覧及び貸出を行うりすた図書館は、管理上午後 6 時までの使用とするものでございます。

なお、休館日につきましては、さらに検討を行っており、未定ではございますが、りすた図書館のみ休館日を休館としておりますが、別に祝日及び年末年始を休館とすることを現在検討中でございます。

また、同様の規定に、市長が特に必要と認める場合は、時間を変更したり臨時の休館及び休業ができるものとするものでございます。

5) 使用の許可及び制限についてでございますが、施設を占用して使用する場合、事前に申請書を提出し、市長の許可を受けることが必要であり、その際、管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができると規定するものでございます。

また、使用を許可しない場合として、公序良俗を害するおそれがあるとき、建物等を毀損し、または滅失するおそれがあるとき、暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益となるととき、管理運営上支障があると認められるときの4項目を明示するものでございます。

同様に、人が限られる公共交通ロータリーにつきましても、道路運送法による運送事業の許可を受けた者に限るとするものでございます。

6) 使用料についてでございますが、さきに述べたとおり、その設定基準につきましても、対象経費及び利用者の負担割合を適正に判断する必要があることから、最後に別にご説明申し上げます。

なお、その視点につきましても、にぎわいを創出するため、市民の利用を促進することから低額に設定し、各団体の使用料が現在の公民館、市民研修センターを利用した場合と比較し増となることのないようにするものでございます。

算定におきましても、新たに多目的ホールでの準備・後片づけ・リハーサル等での準備時間は基本料金の70%とし、また、市外の者が利用する場合は3割加算することと新設するものでございます。

また、免除対象として、市及び市の機関はその対象とするものでございます。

使用料の減免に関しましては、新たな基本料金の設定では、いずれの利用者も現在減免されている金額よりも低額となることから、負担増となることはなく、実質的に低廉化が図られているものでございます。

また、料金により特定団体の利用誘導を図ることは公共性の観点に欠け、減免の本来の目的から離れてしまうことなどから、安易な適用は行わないとするものでございます。

次に、7) 使用料の還付についてでございますが、使用者の責めに帰すことができない場合など特別の理由があると認めた場合のみ、全部またはその一部を還付するものでございます。

8) 使用の取り消し、変更、停止できる場合として、この条例、規則に違反したとき、許可を受けた目的外に使用し、または他人に使用させたとき、許可条件に違反したとき、不許可事由に該当することとなったとき、偽りそ

の他手段により使用許可を受けたとき、公益上やむを得ない事由が生じたとき、管理運営上支障を来すおそれがあるときなど 7 項目を明示するものでございます。

9) 原状回復の義務としまして、使用後などは直ちに原状に復すること、使用者がこの義務を履行しないときは市長において代行し、その費用は使用者が負担することとするものでございます。

10) 入場の制限として、火災等の危険のおそれのある行為、施設を毀損または滅失するおそれのある行為、他人に害を及ぼし、または迷惑となる行為、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとして市長が特に禁止する行為の 4 項目を規定するものでございます。

11) 損害賠償は、その責めに帰すべき事由の場合、原状に復するか損害額を賠償するものでございます。ただし、損害額については、減額、免除する場合もあるものでございます。

12) 指定管理者による管理として、管理運営上支障があると認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができると規定するものであります。

では、6) に戻りまして、基本使用料の算定についてご説明申し上げます。(市民課主幹)

8 ページ、A4 横の表をご覧ください。

使用料算定に係る資料ですけれども、まず左上のところ、原価の算定となる対象の金額を算定するわけですが、①から③がございまして、一番上が年間にかかる維持費に今回の建設費用を 34 年で割り返して乗せたものと、同じく年間維持費に建設費の一部を加えたもの、最後に年間維持費のみとした場合。

それに算定の対象面積をどのようにするかということで、ア)、イ)、ウ)とありますけれども、ア)を選択しなかった理由としては、この中に南支所機能と教育委員会機能がありますので、その部分を負担額に算入するということは不適切であろうと。ウ)の貸室だけとした場合には、その他トイレや暖房設備等一体的に利用すること、ここだけに面積を絞るということも適切ではないということで、イ)の行政面積を除く面積が妥当ではないかという考え方をもちました。

最終的に、これらのものに年間稼働時間を割っていくんですが、まず対象原価と算定の対象面積については、市民課として 2 つの案を想定しました。

まず三角の②と三角のイ)、もう一つは四角の③と三角のイ)という形で算出をして、1 平米当たりの時間原価というものを算出します。表の中段の色をつけた部分ですが、そこに 1 時間の原価が 12.2 円と 10.4 円とい

う形が出てきまして、それぞれの利用する部屋の面積を乗じて使用料の基礎額を出します。それに対して最終的に受益者の方の負担をどの程度の割合とするかということで、今ここでは4分の1のパターンと3分の1のパターンを示しておりますけれども、最終的に、市長とも協議いたしまして、市民課案の①がいいのではないかとということで方針として決めたところでございます。

下の表、市民課案①のほうを見ていただきたいのですけれども、ここに記載しているように、基本的な考え方は変わりませんけれども、今回の建設に関しては、ニトリさん、労金さんからの企業版ふるさと納税4億4,000万円をご寄附いただいておりますことからすると、この寄附を入れて使用料上でどう還元できるかと考えた場合に、建設費の一部を入れるというところで企業版ふるさと納税の効果を示しております。これによって、今回寄附額をもし一般単独の起債で償還していった場合と比較した場合ですけれども、1時間当たり50円から100円の効果を受ける、長期にわたり市民が寄附によって受けていくということができる。

最終的に受益者負担を4分の1としたのは、全国で類似する施設で、夕張のように公共性が高く収益性が低いという場合、やはりここに多くの市民負担を求めるということは馴染まないという判断において、4分の1が妥当としました。

9ページをご覧くださいまして、現在の他の施設の料金を右側に記載して、今ご説明した複合拠点施設の使用料の案を比較させております。右側の公民館、研修センターにおきましては、午前・午後・夜間という料金体系になっていますが、午前の部分を1時間当たりの単価に割り返して比較をしています。使用料の比較ですけれども、30%から40%程度の使用料になる。先ほど課長が申し上げたとおり、左側の案の料金で現在活動されている方が減免を受けた後の金額よりも安いという形になっております。

もう一つ、待合スペース、ギャラリースペースというのがあるのですけれども、そこに関しては時間当たりの料金をいただくと、展示を一日中していたり、数日にまたがる場合、金額が大きくなりますので、1日当たり1,000円という形のほうがわかりやすく活用しやすいのではないかとということで、先ほどの算出とは別にこのような料金を定めております。乳幼児育児スペース等については無料ということです。

また、日中と夜間、夏と冬の料金につきましては、この施設は冷暖房完備の施設ですので、冬だけを高くするとか夜間だけを高くするとかということせず、一律でこの料金で設定しようと考えています。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

まず 1 点目なのですけれども、1 ページの設置目的のところ、先ほど教育課にもお聞きしたのですけれども、公民館条例が適用されないというところで、社会教育の概念とか市民の学びを支援するといったことがこの目的の中には入っていないのですけれども、それは踏襲されるという確認でよろしいでしょうか。

(市民課長)

まずこれにつきましては、設置条例なものですから、今言われた質問の内容につきましては、運営の中に入るかと思えます。それで、それぞれの事業を運営する中でそういうものを加味しながら検討していくべきものかと存じます。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

それでは、2 ページ目のりすた図書館について伺います。

ほかの部屋が 9 時から 9 時までということで、大変いいなというふうに思うのですけれども、このりすた図書館だけが 9 時から 6 時までで、土曜日は 4 時まで、休業日が日曜日というところが、現役で働く市民にとっては非常に利用しにくいなとか、共働きの親子で、日曜だから子供と一緒に図書館へ行こうかといっても休みということになるわけで、子育て環境に逆行しているんじゃないかというふうに思うのですよね。

ほかの町もちょっと近隣を調べてみました。栗山、長沼、由仁、それから南幌、調べてみたのですけれども、ほとんど 10 時から 6 時で、週 1 回から 2 回、平日でも夜 8 時までやっています。そして、休館日は月曜日と祝日、年末年始、そういうところがほとんどなのですよね。そういう状況ですので、利用促進ということももちろん含めれば、何とか休業日というのを日曜日ではなくて月曜にするとか、それから平日でも夜も開館できるようにするとか、そういったことを考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

(市民課長)

今ご指摘の内容につきましては、りすた図書館をどのように運営するかということで、実質的な運用の中身に入るものですから、基本的には条例ではなく、運用する上での規定なり、要綱なり、その中で定められるものかなと思っております。

基本的には、教育課の中で、検討委員会の中でそういう部分については検討されているということを聞いておりますし、また、現在、日曜、月曜が休

館になっているというところ、それを改善して、月曜日については新しい図書館においては開館を行うなど一定の拡大を図っているということと、これは一般論ではありますが、図書とか資料というのはとても貴重な財産であるということから、その管理の体制と必要性のバランスにおいて、時間等については判断されるものではないかなと思っております。

教育課の中では、現在、年末年始、ほかの自治体でも休みのところはあると思うのですが、年末年始及び祝祭日等については休館したいという方向で検討しているということを確認しています。

(熊谷委員)

ここの運営に関しては、市民の協議会というのですか、運営委員会ですか、そういったものがあるかというふうに思うのですが、そういった中でどんな動きになっているのか、わかりましたらお願いします。

(市民課長)

基本的に設置条例の検討の提案なものですから、事業の運用内容については協議会のほうにご確認いただきたいと思うのですが、ただ、やはりその運用の中では、時間とか使いやすさ、そういうものについては種々いろいろご意見も出されているということは聞いております。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

このりすた、拠点複合施設に関する議論なのですが、教育委員会の報告のときに質問すると市民課に聞いてくれ、市民課に対して質問すると教育委員会に聞いてくれと、非常に効率が悪く縦割りの感が否めないというふうに私は強く感じます。もし可能であれば、今回の報告に関しても、教育委員会と市民課がそろって報告に立つというふうにすべきだと考えるのですが、委員長どうでしょう。

(千葉委員長)

12 時が過ぎましたので、今の市民課に対する質問の答弁等につきましては、昼食休憩後といたします。今 12 時 7 分ですので、午後 1 時まで昼食休憩といたします。よろしくお願いいたします。

【休憩】

(千葉委員長)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(理事)

本田委員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の複合拠点施設のように複数の課がまたがる案件につきまして、この委員会で報告する場合につきましては、今後、関係する課が出席して対応するようにしたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(千葉委員長)

それでは、市民課の報告に対する質疑を続けてまいります。

(熊谷委員)

先ほどの図書館の日曜日の件も含めてなのですが、一番最初にお聞きした公民館条例が適用ではなくなるというところで、社会教育の概念とか市民の学びを支援するといった文言が、市のそういう施設の中からなくなるということが懸念されるのですよね。

一般的に市立図書館とかがあるときには、図書館には図書館法に基づいて市民の学びをしっかりと支援していくんだという、激変するこの社会の中で市民がきちんとこれから生活をしていくための様々な情報を提供したり、社会教育的なところで支援をしていくといった文言が必ず入っているのですけれども、夕張市では市立図書館というのがなくなったわけで、図書館条例は夕張にはないと思うのですよね。そうしますと、施設としてしっかりと市民に対して社会教育を保障していくといった文言がなくなると思うのです。

先日、議会と市民の懇談会を開催したときにも、市民の方から、今、夕張市では社会教育が非常にされていなくて、これどうするんだという質問がありました。私も議会の中で、本会議の中で何度かそういう質問をしまして、この複合施設ができた折にはしっかりと社会教育も含めてやっていくんだという答弁を市長から得ています。

そういうところからいきますと、今、及川課長にしましても、それから教育課長にしましても、運営していく中で社会教育をやっていくんだということは答弁いただいたのですけれども、やはりしっかりと成文として文言が入っていないと、人事がかわっていく中でそういったことが薄れてしまって、そういう目的では建てられていないという、そういう答弁も出てくる可能性もあると思うのです、将来的に。ですから、この際しっかりと設置目的の中に市民の学びをしっかりと支援していくんだといった、そういう内容の文言を入れていただきたいと思いますのですけれども、いかがですか。

(市民課長)

従来の説明の中から、公民館という一つの法的な位置づけではないのですけれども、公民館的機能については引き継いで行くと。その中で社会教育等をしっかりと行えるような視点を持ってこれを運営するということについて

はもう既に説明されているかと思うのですが、基本的には設置条例の中で、多様な市民の活動の拠点として世代間交流及び地域活動の活性化を図るとともに、公共交通の結節点として市民生活の利便性の向上に寄与し、地域のにぎわいの創出と、安心して生活できる地域社会の構築に努めると、そういう文言の中で書いているものですから、その部分では社会教育的という部分が、理解をいただきながらやっていければなと思っております。

(熊谷委員)

今のは私が質問した答弁にはなっていないと思うのですよね、繰り返しているだけであって。この文言には、多様な活動の拠点、世代交流及び地域活動の活性化を図りというところしかなくて、市民の学びを支援するといった、そういう類いの文言は全く入っていないのですよ。

図書館の機能としては、情報提供したり、これから激変していく社会の中で市民がしっかりと対応して生きていくための必要な情報をしっかりと、図書館がそういうものを提供するんだと、図書館法の中にはあるのですけれども、夕張市はそれもないのです。ですから、社会教育を含め、そうやって市民がしっかりとこれから学んでいけるようなことを保障するということをぜひ入れていただきたいと思うのです。そういった文言はどこにもないと思います。

(市民課長)

今ご指摘のような内容につきましては、第1条の中で設置、先ほどお話ししたとおりなのですが、事業の中にその意味合いを含めているということでもあります。

まず社会教育としては、市民による教育活動、文化活動の場を提供する提供に関すること、そして図書その他の資料の閲覧及び貸出に関することということで、その事業を明確に示しておりますので、これは社会教育活動の一つ支援する内容として、その事業の内容に入れております。

(熊谷委員)

今、教育委員会がないので、社会教育をどうするんだということはここって言えないのですよね。先ほど理事は次からとおっしゃいましたけれども、このりすたの条例については、次はないんじゃないかと思うのです。

さっきから申し上げているように、夕張市においては市立図書館がなくなりました。ですから図書館条例はないのですよ。図書館条例があったときには、社会教育といったことがしっかりと明記されていて、それを市がやっていくんだということがはっきりわかるわけですが、これは地域活動とか市民によるとかということはあるのですけれども、行政として、しっかりと市民の知的活動に対して情報提供したり市民の学びを支援するんだというこ

とをしっかり明記していただきたいという、そういうことを申し上げているのですが、及川課長の答弁ではそれに対する答弁になっていないと思うのですが。

(千葉委員長)

暫時休憩いたします。

【休憩】

(千葉委員長)

再開いたします。

(理事)

この拠点複合施設の建設を進めるに当たって、今まである図書コーナースとか公民館機能も含めた施設にするという思いがありますので、この設置目的については、今の公民館条例よりも幅広い使い方ができるような設置目的ということで規定しようとするものであります。

それで、その運用についても、市民から成る運営委員会などで活動の仕方などを検討していただいておりますので、社会教育のみならず、いろいろな活動に使えるような事業の代表的なものを列挙しております。そういう条例のつくりなものですから、社会教育は省きますだとか、図書館機能は省きますですとか、そういう思いはありません。その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

(熊谷委員)

一番心配なのは、社会教育主事を置かないわけですね。社会教育主事を置かないことによって出てくるデメリットの部分だというふうに思うのです、具体的に言いますと。結局、社会教育主事が責任を持って発信していく社会教育、市民の学びの支援、それから④の図書その他の資料の閲覧及び貸出に関することとあるのですけれども、これも私が委員のときからずっと言っていたのですけれども、図書機能というのは資料の閲覧、貸出だけでなく、情報提供ということも大きな使命なのですよね。でも、そのことも抜けているのですよ。

ですから、図書館機能と、それから公民館機能の持っている大きな役割の相当部分がここで削られているというふうに思うのです。概念的なものですが、それを、そのほかの目的を達成するために必要な事業ということで補えるのかどうかというのは私は非常に疑問なのです。そういったところをどのようにお考えですか。

(理事)

先ほどもご説明いたしましたけれども、幅広く包括的に規定しております

ので、例えば事業の中の目的を達成するために必要な事業というところでも読み込めると考えております。

(熊谷委員)

読み込めると言い方というのはあれなのですが、社会教育主事は置かない、それから図書あたりでは司書も置かないということなのでしょうか。そこら辺はどうなのですか。それは教育委員会なのですか。ここの条例の中には全くそういったことについて触れられていないのですよね。置かなくてもいいよという話で、いろんな財源削減になっていったときには、全部そういったことが削られていくということが懸念されるのですよね。

市としてそういったところの責任というか、市民に対する社会教育、学びの支援を誰が責任を持ってやるのかというあたりが全然不透明になってしまって、どこにも行き場がなくなる。これをもっとやってほしいのですよねと言ったら、そういう担当者はいないのですよねということになりかねないと思うのですよ。

(千葉委員長)

休憩いたします。

【休憩】

(千葉委員長)

再開します。

(理事)

現在、教育委員会に社会教育主事がおりまして、りすたに行くことによって、社会教育活動も行えるようになると思います。

また、図書コーナーに勤めております図書館司書の方も、今、非常勤職員でありますけれども、新たな業務として会計年度任用職員などで公募して、置くようにしたいと考えております。

以上でございます。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【総務課】

(千葉委員長)

次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

お疲れさまです。総務課からは報告事項 7 点ございます。

まず報告事項の 1 点目、夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、資料 1 をお開きください。

本条例の制定理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が令和 2 年 4 月 1 日より施行されることに伴うものでございます。

法律改正の趣旨は、会計年度任用職員制度の制定でございます。次ページに制度の説明を記載してございます。

この法律の改正において、地方公務員法に記載されている特別職非常勤職員、臨時的任用職員の範囲を厳格化、より専門的なもの、緊急的なものに特化いたしました。それと同時に、それまでは含まれていたのに、制度の厳格化により特別職非常勤職員、臨時的任用職員に含まれなくなった行政において事務補助的な業務を担う職員につきまして、会計年度任用職員という新たな定義がつけられました。

本市が雇用している臨時職員、嘱託職員の大半が業務内容に鑑み会計年度任用職員に位置づけられることから、本市において、法律に基づいた条例、制度設計を行ったものでございます。

会計年度任用職員制度の概要といたしまして、(1) 任期は 1 会計年度内、(2) 給料(報酬)のほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、また、これまで支給のなかった期末手当や退職手当などが一定程度の条件を満たす中で支給されることとなります。また、(3) 再度の任用につきましては、同一人物が同じ職に採用された場合でも、任期の延長とはみなされません。また、(4) 服務規程が適用され、懲戒処分の対象ともなり得るものでございます。

本市における会計年度任用職員といたしまして、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び同第 1 号に規定するパートタイム会計年度任用職員を設定してございます。

給料または報酬の基準は、常勤職員の俸給表 1 から 2 級を適用しております。また、時間外勤務手当、休日勤務手当等も新条例に記載したところでございます。

報告事項の 2 点目、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、資料 2 をお開きください。

さきに説明したとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正することに伴って、会計年度任用職員制度が創設されるところでございます。この法律の施行に伴い、関係する複数の条例の一部改正が必要となることから、一括整備の条例を制定しようとするものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日となっております。

この条例により一部改正する条例は 11 本、職員定数条例、夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例、夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、夕張市職員の育児休業等に関する条例、夕張市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、夕張市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、夕張市職員給与条例、夕張市職員等旅費条例、退職手当支給条例、そして夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。

別紙として条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、報告事項の 3、夕張市特別職給与条例の一部改正について、報告事項の 4、夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について、報告事項の 5、退職手当支給条例の一部改正につきましては、一括して説明させていただきます。

平成 28 年度末に抜本的に見直しを行った財政再生計画におきまして、今後の人材確保の面も考慮して、特別職である市長、副市長、教育長の給料、期末手当の額について改善を図るとともに、それまで支給することとしていなかった退職手当も支給することといたしました。その上で、平成 31 年度の改選期までは従前どおりの取り扱いをするとして、再生計画本文にも記載したところでございます。

この再生計画の変更に基づいて、特別職等報酬審議会の上を踏まえ、平成 29 年 3 月から開催の定例市議会におきまして、特別職等給与条例などの一部改正を行ったところでございます。

ところが、本年 4 月、つまり今年の改選時におきまして石炭博物館模擬坑道の火災が発生し、その先行きが見通せない状況であったことから、特別職の処遇改善につきましては一旦見送りをしたところでございます。このたび、坑道火災鎮火のために坑道内に満たした河川水を排水するスキームを立てたことで、今後の一定の方向性を見出したことから、もともと実施するはずでありました特別職の処遇改善を実施するため、関係する 3 条例、夕張市特別職給与条例、夕張市教育長の給与に関する条例、退職手当支給条例の一部を改正するものでございます。

報告事項の 6 点目、夕張市職員給与条例の一部改正につきましては、資料 6 をお開きください。

改正の趣旨は、本年の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が一部改正される見込みであることから、本市におきましても、国家公務員に準じ必要な改正を行うというものでございます。

条例の改正内容でございますが、まず給料表の改定は、30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸につきまして、国家公務員俸給表に準じた改定を行うものでございます。

改定額は、財政再建のため一律7%削減していることから、200円から1,900円の範囲となります。

また、期末勤勉手当は、国家公務員に準じて0.05月分引き上げるものでございます。

また、この条例の適用時期でございますが、資料6の(4)に記載のとおり、給料表の改定及び期末勤勉手当の支給月数のうち令和元年度分につきましては、令和元年4月1日にさかのぼり適用、期末勤勉手当の支給月数のうち令和2年度分につきましては、令和2年4月1日から適用するものでございます。

報告事項7点目、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、資料7をお開きください。

こちらの制定理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これは成年被後見人と成年後見人及び被保佐人でございますが、この人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に関する措置の適正化を図るため、関連する法律を整備するための一括法が本年12月14日に施行されることに伴い、本市におきましても、法の趣旨に基づき関連する条例を一括で改正しようとするものでございます。

本条例で整備する条例につきましては、夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例、夕張市特別職給与条例、夕張市職員給与条例、退職手当支給条例、夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の5点を資料において記載しておりますが、⑥としまして、夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例も追加して提案していただきたくお願いいたします。

新旧対照表につきましては、既にお配りしている資料につけてございます。

以上、7点につきまして、総務課よりの報告を終わります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財政課】

(千葉委員長)

次に、財政課より報告を受けてまいります。

(財政課長)

皆様お疲れさまでございます。

説明に入る前に、前回の行政常任委員会、私は所用で出席できませんでしたので、改めてご挨拶させていただきたいと思います。

10月1日付で財政課長を任命されました押野見でございます。前教育課時代はいろいろとお世話になりましたが、財政課長としてもまた頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、報告のご説明をさせていただきたいと思います。

報告事項の1点目、財政再生計画の12月変更について、資料1-1をお開きください。

基本的な考え方としまして、今回の財政再生計画の変更は、令和元年度第3次(9月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入歳出増減額は1億3,800万円となります。

変更に伴い必要となる財源については、国・道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用するほか、一般財源は繰越金により対応するため、再生計画期間の変更はございません。

なお、現在資料記載の内容については国及び北海道と調整を図っており、内容に変更が生じることがあることをあらかじめご留意願います。

それでは、1番の歳出関係ですが、ナンバー1、ナンバー7、ナンバー13は同じような内容でございますので一括してご説明いたします。

ナンバー1、令和元年人事院勧告に伴う給与改定、ナンバー7、介護保険事業会計繰出、ナンバー13、下水道事業会計繰出。

内容といたしましては、人事院から若年層の給料表の引き上げ及び勤勉手当の引き上げの勧告があったことから、本市においても同様の改定を行うため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

令和元年人事院勧告に基づく給与改定につきましては361万9,000円、介護保険事業会計繰出は25万7,000円、下水道事業会計繰出は9万2,000円、財源は全額一般財源でございます。

2番、特別職の給与及び手当支給改善について。

12月で任期満了となる教育長への退職手当支給に要する所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は363万9,000円でございます。全額一般財源でございます。

3番目、拠点複合施設における建物総合損害共済加入。

本年 12 月に竣工予定の拠点複合施設に係る建物総合損害共済に加入するため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 2 万 8,000 円、全額一般財源でございます。

4 番、財政調整基金積立金。

平成 30 年度決算における剰余金を、本計画変更で必要となる一部経費を除いて本市財政調整基金条例に基づき積み立てを行うものでございます。

変更額は 6,786 万 3,000 円でございます。全額一般財源でございます。

5 番、ふるさと納税に係る特産品送付委託料。

当初見込み額以上の寄附金が寄せられ、ふるさと納税をいただいた方に対する返礼品の送付委託料が想定を上回り、予算に不足が生じるため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 655 万 4,000 円、財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

ナンバー 6 及びナンバー 12 を一括してご説明申し上げます。

ナンバー 6、介護保険事業会計繰出。ナンバー 12、下水道事業会計繰出。

職員採用や人事異動により当初見込みを上回る人件費に対応するため、介護保険事業会計及び下水道事業会計に繰り出しを行うための経費を計画に追加するものでございます。

介護保険事業会計繰出 17 万 4,000 円、下水道事業会計繰出 90 万 4,000 円、全額一般財源でございます。

ナンバー 8、拠点複合施設における臨時職員雇用及び維持管理。

拠点複合施設に係る移転準備作業補助等を行う臨時職員を雇用する経費、また、令和 2 年 3 月の供用開始以降に発生する光熱水費等に係る維持管理経費について必要な経費を追加するものでございます。

変更額は 547 万 2,000 円でございます。全額一般財源でございます。

9 番、保育所入所児童扶助。

本年 10 月より、国における給与算定基準の改定、保育所の定員減少による算定単価の上昇及び入所児童数の増加により予算を上回る執行が見込まれることから、不足分について所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 2,052 万円でございます。財源は、国費が 1,433 万 5,000 円、道費が 309 万 2,000 円、一般財源が 309 万 3,000 円でございます。

10 番、児童手当給付。

当初対象児童数の減少を見込んでいたが、児童数が横ばいで推移したため、予算を上回る執行が見込まれることから、不足分について所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 140 万 5,000 円、財源は、国費が 94 万 6,000 円、道費が 23 万円、

一般財源が 22 万 9,000 円でございます。

ナンバー11、生活保護システム改修。

国の生活保護システム改修に伴い、本市の生活保護基幹事務システムを改修する必要があることから、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 123 万 2,000 円、財源は、国費が 71 万 5,000 円、一般財源 51 万 7,000 円でございます。

次に、ナンバー14 とナンバー15 でございますが、令和 2 年度夕張農業サポーター募集に係る説明会についてでございます。

令和 2 年産メロンに係る農業サポーター募集に当たり、首都圏で説明会を行う経費 44 万 4,000 円を計画に追加するものでございますが、同事業における補助費に執行残見込みがあることから、本費用に 39 万 2,000 円の組み替えを行い、農業サポーター募集に係る求人サイト掲載委託料にも執行残が見込めることから、補助費に性質変更を行い対応するものでございます。全額一般財源でございます。

ナンバー16、災害用備蓄品整備。

平和以北に福祉避難所を設置するに当たり、災害備蓄品を整備する必要があるため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 43 万 3,000 円でございます。全額特定財源で、市町村防災・減災対策事業推進交付金で対応いたします。

ナンバー17、災害用備蓄品整備。

財源振替でございますが、当初予算に計上していた同事業における食料品及び装備品等について、市町村防災・減災対策事業推進交付金を充当するため、財源振替を行うものでございます。

ナンバー18、中学校スキー学習に係るスキー用具レンタル費。

中学校で行うスキー学習の際にスキー用具が必要な生徒に対して用具レンタル助成を行うため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 37 万 7,000 円、全額一般財源でございます。

ナンバー19、中学校部活動指導員配置。

中学校部活動の活性化のため、北海道の部活動指導員制度を活用し、専門的指導等を行う外部指導者を配置するため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 43 万 5,000 円、財源は、道費が 19 万 5,000 円、一般財源が 24 万円でございます。

ナンバー20、中体連スキー全道大会の開催に係る開催地負担でございます。

令和 2 年 1 月に中体連スキー全道大会が本市で開催されることから、開催地負担分として所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 20 万円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金で対応いたします。

ナンバー21、ユーパロ幼稚園児送迎業務委託。

本年 11 月に発生した幼稚園児送迎車の事故を受け、園児の安心・安全な通園手段を確保する必要があることから、交通事業者による運行経費として所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 444 万 5,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金で対応いたします。

ナンバー22、図書管理システム及び検索システム導入。

拠点複合施設において市民から要望のあった図書管理システムを導入するための経費として、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 112 万 4,000 円でございます。財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

ナンバー23、図書コーナー書籍等購入。

拠点複合施設における図書館において、市民利用向上を目指し、新聞及び雑誌等の書籍充実のために係る経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 1 万円、全額一般財源でございます。

ナンバー24、ユーパロ幼稚園補修。

ユーパロ幼稚園の廊下の床の一部が沈下しており、園児や職員等の安全を確保するため、補修に係る経費、また、ボイラー室内の給水管の凍結防止策に係る所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は 59 万円、財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金で対応いたします。

ナンバー25、石炭博物館模擬坑道排水。

石炭博物館模擬坑道内は、現在、消火活動により内部に水が残った状態となっていることから、今後の方向性を検討する上で内部状況を把握する必要があることから、排水作業の実施に係る所要の経費 4,424 万 6,000 円のうち前金払可能限度額部 1,905 万 9,000 円を計画に追加し、残額 2,858 万 6,000 円は、後ほどご説明いたしますが、債務負担行為の補正を行い、令和 2 年度当初の計画変更に計上する予定でございます。

変更額は 1,905 万 9,000 円でございます。全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金で対応いたします。

ナンバー26、農地の宅地転用に伴う多面的機能交付金返還。

農用地から住宅地への転用のため、補助要件を満たさなくなったものについて、既交付分に係る国及び同負担金を北海道へ一括返還するため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は7,000円、財源は全額多面的機能交付金返還金でございます。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものでございます。本日の計画変更における一般財源は全て繰越金で対応するものでございます。

次に、資料1-2は、平成30年度決算による計画変更の概要と、令和元年度第4次（12月）における計画変更の概要を記載しておりますので、ご確認願います。

次に、別紙1をお開きください。別紙1は財政再生計画本文の見直しであり、平成29年3月の抜本的見直しにおいて本文を変更した後、市長判断により見送っていた特別職の給与等の改善を図るため、「第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容について、記載のとおり変更するものでございます。

次に、資料2をお開きください。報告事項の2点目、令和元年度各会計における補正予算についてご説明いたします。

1 ページ目には、債務負担行為の補正について記載しております。

市営住宅管理業務について、令和2年度から令和4年度まで。

ここで修正をお願いしたいと思います。市営住宅管理業務における限度額「2億8,845万円」と記載されておりますが、正しくは「2億8,854万円」の誤りでございますので、修正をお願いいたします。

債務負担行為の2点目、石炭博物館管理については、模擬坑道排水事業についての令和2年度分における債務負担行為限度額2,858万6,000円としております。

市営住宅管理業務については、再生計画の変更にかかわらないこと、また、スケジュールの関係から、定例市議会初日に提案させていただき、石炭博物館管理については、従前どおり、計画変更の大臣同意後に提案する予定でございます。

2 ページ目には、一般会計補正予算の款別総括。

総額1億3,843万9,000円を、財源は、国庫支出金1,599万6,000円、道支出金351万7,000円、合計1,951万3,000円となっております。

その他として、幸福の黄色いハンカチ基金3,197万2,000円、市町村防災・減災対策事業推進交付金が184万9,000円、他面的機能交付金返還金が7,000円、合計で3,382万8,000円でございます。

一般財源8,509万8,000円は全て繰越金で対応するものでございます。

3 ページ目には、一般会計における事項別明細の整理について記載しており、先ほどご説明いたしました資料1の計画変更と同様の内容となっていることから、説明を割愛させていただきます。

8 ページ目をお開きください。

8 ページは、国民健康保険事業会計予算の補正でございます。

外国人被保険者の在留資格等の情報を国の国保情報集約システムに限定することに伴う本市の国保システム改修に係る経費として 88 万 6,000 円を補正するもので、財源は国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金により対応するものでございます。

9 ページには、下水道事業会計予算の補正について記載しており、計画変更の際にご説明したとおり、人事異動及び人事院勧告による人件費の増額分について 99 万 6,000 円を補正するもので、財源は歳入として一般会計繰入金により対応するものでございます。

10 ページには、介護保険事業会計予算の補正について記載しており、下水道事業会計と同様に人件費の増額分について 43 万 2,000 円補正するもので、財源は歳入として一般会計繰入金により対応するものでございます。

一般会計、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、介護保険事業会計に係る補正予算の説明については以上でございます。

水道事業会計予算の補正については、担当課長よりご説明申し上げます。
(土木水道課長)

続きまして、水道事業会計補正予算について、補正予算調書によりご説明申し上げます。

表紙の次のページになりますけれども、収益的支出の水道事業費、営業費用の補正でございます。

営業費用の内容でございますが、人事院勧告に基づき、原水及び浄水費 2 万 3,000 円、総務費 7 万 7,000 円、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

その結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は、税込みで 10 万円の減益となるものでございます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。
(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。
(本田委員)

財政再生計画変更につきまして、3 ページ、ナンバー14、令和 2 年度夕張農業サポーター募集に係る説明会の変更についてお聞きをします。

この概要の中では、受入農家さんや市民農業振興協議会の部会の評価が高かったということから、来年度においてもサポーターを募集する方向でということで計画変更を予定されているのかと思いますが、具体的にどのような声があって評価が高いというふうに判断されたのかについてお伺いします。

(地域振興課長)

今の本田委員のご質問にお答えいたします。

この場に具体的な声を集めた資料はないのですけれども、非常に人手不足というのもありましたので、非常にそういう面で助かったという声は多く聞こえているところでございます。

(本田委員)

今の件に関連してですが、ここにも記載がありますが、今年度は5戸6名というふうに記載がございしますが、年度当初、農業サポーターとして各農家さんで従事された方のうち何人かが途中退職をされているというようなお話も聞いていますが、当初何人採用して、最終的に途中何名の方が退職されたのかについて、ご報告いただければと思います。

(地域振興課長)

ただいまの本田委員のご質問にお答えいたします。

具体的な数字につきまして、今ここに持ち合わせておりません。後ほど調べてお伝えするというところでご了承いただければと思います。

(本田委員)

その点はわかりました。後ほどお願いをします。

次に、次のページのナンバー19、中学校部活動指導員配置についてですが、中学校スキー部の活性化についてということで概要の中に記載がありますが、私は夕張中学校にスキー部があるという認識がなかったのですが、いつから夕張中学校にスキー部が存在していたかおわかりでしょうか。

(教育課長)

本田委員の質問にお答えしたいと思いますけれども、夕張中学校におけるスキー部の創設は、大変申しわけございません、私もその時期については把握してございません。後ほど改めてお答えをさせていただきたいと思います。

なお、今回の一連の中学校のスキー大会及びスキー部の強化の補正でございますけれども、ご案内のとおり、夕張市には立派なスキー場がある。そういったところで、近隣の市町のほうで、なかなかスキー授業ですとか、あるいはスキー部のそれこそ部活動に使用可能なスキー場がだんだん限られてきているということがあって、今、夕張のスキー場が改めて見直されてきているといいいますか、そういう動きもあるように聞いております。そういった部分でいくと、地元の中学生についても、他の町の中学生が来ることも大事ですけれども、地元の中学生がやはり地元のスキー場を利用して、地元のスキー場を愛して、そういう機運を生んでいくためと、その余剰効果でさらにほかの町の学生をスキー授業とかで誘致する効果があるのではないかと、こういう観点で計上した補正でございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

以上です。

(本田委員)

今課長から説明いただいたことは、私も全くそのとおりだと思いますので、ぜひ活性化につなげていただきたいと思うのですが、次の 20 番とも関連してくるかと思うのですけれども、開催地負担の要望があって、20 万円を本市で負担をするということになっておりますが、1 点は、スキーの全道大会をこれまでいろいろなスキー場で開催されてきたと思うのですが、そのたびに開催地負担なるものは負担させられるという発言はちょっとよろしくないかと思いますが、各開催地が負担をするのが常なのかどうかということと、他のスポーツ、他の競技でいきますと、開催地枠というものが設けられる競技もあるのですね。全道大会を例えば夕張市開催なので、地区大会を勝ち上がらないでも、開催地枠で全道大会に出られるといったようなケースもあるのですが、今回予定をされている中体連スキーの全道大会においては、開催地枠があるのかどうか、お聞きをします。

(教育課長)

まずご質問の地元負担金の 20 万円についてお答えをしたいというふうに思います。

これもご案内かと思いますが、道内の中学校のスキー大会は、道内の全道大会規模の大会が可能な規模のスキー場を持つ市町村が持ち回りで実施されているというふうにお聞きしております。

そこで、今般、他市の実施状況を踏まえ、本市で明年 1 月に開催されることになったという経緯がございますが、ちなみに、前回開催地上士幌町では、地元負担金として 100 万円を納めているというところでございまして、当然、夕張市は全国で唯一の財政再生団体であることを踏まえ、この中学校のスキー大会の実行側も、なるべくそうした夕張市に負担をかけないための対応をこの間図ってきたということなのですが、いかんせんこの 20 万円だけではどうしても不足が生じるということで夕張市に負担を求めてきたものでございまして、大会運営上あるいは前開催地の上士幌町の負担金等々に鑑みて、この額は、やはり計画変更して夕張市が地元負担せざるを得ないというふうな判断で計上しているものでございます。

次に、2 点目の本市内での全道大会出場の枠があるのかというのは、そこもちょうと承知していないので、先ほどの質問と同様に後ほどお答えさせていただければというふうに思います。

(本田委員)

今、開催地枠があるのかというふうにお聞きした背景としては、今回の 20 万円の補正の財源がハンカチ基金だということがあったのですが、夕張

中学校のスキー部の人数はそんなにいらっしゃらないかと思うのですけれども、そういった限られた生徒さんが出場するために、前回大会が 100 万円も負担していると存じ上げなかったものであれですけれども、20 万円のハンカチ基金を開催地の負担として用いるのが果たして正解なのかどうかという疑問を抱いたもので、そういった聞き方をしたところであります。

夕張の子供たちが他の競技で全国大会に出場するときに補助としてお金をいただくこともできるのですが、その金額は 1 名 1 万円だったかと思うのですね。その割合からいくと、例えば中学校スキー部が 2 名、3 名であるのに対し、この金額がハンカチ基金から持ち出されるということが果たしていいのかなというふうにも考えた部分があったので、お聞きをしたところなのですが、その点についてはどのようにお考えでしょう。

(財政課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

ハンカチ基金は活用させていただくんですが、条例で 7 項目に分かれています。子供・子育てという分類は、基本的には地元の子供たちのためにというふうに考えておりまして、今回、大会のハンカチ基金は、地域振興という部分からの支出を、財源を考えておりますので、ちょっと分野が違いうというふうに当方としては考えております。

以上でございます。

(本田委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料の 2 ページのところの 8 番、拠点複合施設における臨時職員雇用及び維持管理というところで、臨時職員を雇用する、移転準備作業などですね。それで何人ぐらい臨時職員を雇用するのか、お聞きします。

(市民課長)

1 名を考えております。

(熊谷委員)

次に、9 番目、その下ですね、保育所入所児童扶助というところで児童数の増加とあるのですが、どの程度増加するのか、これもお願いします。

(教育課長)

済みません、ちょっと答弁調整いただいてよろしいでしょうか。

(千葉委員長)

暫時休憩いたします。

【休憩】

(千葉委員長)

会議を再開いたします。

(教育課長)

済みません、手元の資料に数字を把握しているものがございませんので、後ほど答えさせていただければというふうに思います。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

4 ページの 16 番、災害用備蓄品整備のところで、消耗品費で 43 万 3,000 円となっているのですが、具体的にどういったものなのか、お願いします。

(消防本部総務課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

中身につきましては、簡易間仕切り、段ボール畳、クイックマット、これは敷き布団のことです。カセットコンロ、カセットガスボンベというものを計上しております。

以上です。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

先ほど質問させていただいたナンバー19 の中学校部活動指導員配置の算出根拠の報酬について、29 万 3,000 円というふうにあります。これは、期間何カ月分でこの金額、もしくは何人という部分で、算出の根拠を詳しくお聞かせいただければと思います。

(教育課長)

本田委員のご質問にお答えします。

部活動指導員の報酬の算定内訳ということでございますが、1 人 1 時間当たり 1,600 円、183 時間で 29 万 2,800 円、合計で、1,000 円未満を繰り上げて 29 万 3,000 円で予算計上しているものでございます。

以上です。

(本田委員)

今の件ですが、いつから。

(教育課長)

申しわけありません。1月から3月の3カ月ということでございます。

(本田委員)

今の下段の旅費費用弁償 14 万 2,000 円とありますが、遠征だとか移動費かと思うのですが、どのような根拠なのかをお知らせ願います。

(教育課長)

申しわけありません。手元にそのあたりの資料がございませんので、正確なことがお答えできないのですが、例年実施している遠征等々の状況等毎年開催される大会等を踏まえて積算しているというふうに考えます。

以上です。

(財政課長)

補足なのですが、一応積算根拠としましては、全国大会の出場として、今年度長野県で開催される予定で、最大 5 泊 6 日で旅費と宿泊費等を積算しております。

以上です。

(本田委員)

全国大会へ行く前提ということでよろしいのでしょうか。頑張ってください。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で、本日予定しました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
